

老人保健施設第2アールそせい

介護予防短期入所療養介護

及び

短期入所療養介護

利用約款

介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設第2アールそせい（以下「当施設」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護（以下単に「短期入所療養介護」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者、又は利用者の身元を引き受ける者（以下「保証人」という。）と、連帯保証人が当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決める事を、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したのち、初回利用日から効力を有します。但し、保証人、連帯保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

3 入所利用同意書の有効期間は最長3年間とします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人、連帯保証人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく短期入所療養介護利用を解除、終了することができます。なお、この場合利用者及び保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解約)

第4条 当施設は、利用者及び保証人、連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく短期入所療養介護利用を解約、終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が変化し、当施設でのサービスの提供可能な範囲を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び保証人、連帯保証人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者及び保証人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設又は設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設の利用ができなくなった場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人、連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護の対価として、別紙3の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者及び保証人、連帯保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書を、毎月月初めに発行し、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払の方法は別途話し合の上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は保証人、連帯保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行いたします。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者及び保証人、連帯保証人が前項の記録の閲覧、複写(実費)を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、保証人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、利用者・家族の同意を得て、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその方法及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」に記載します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人、連帯保証人もしくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の判断により、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、短期入所療養介護利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人、連帯保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の判断により、専門的な対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は保証人、連帯保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び保証人、連帯保証人は、当施設の提供する短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙を管理者宛ての文書で1階自動販売機横に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人、連帯保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(虐待防止に関する事項)

第13条 職員は利用者に対し、いかなる虐待も致しません。

- 2 当施設は、利用者の人権擁護・虐待の発生又は再発を防止するため以下の項目を定めています。
 - ① 虐待を防止の為の施設従事者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置
 - ④ 虐待防止の為の指針の整備

(利用者の保証人及び連帯保証人)

第 14 条 利用者の保証人及び連帯保証人は、次の各号の責任を負うものとします。

(1) 本契約書にかかる一切の債務履行の保証

(2) 利用者の退所、転院の手続き及び受け入れ先の確保について利用者家族及び利用者への協力

2 前項 (1) の保証については、その極度額を金五百萬円とします。

(利用約款に定めのない事項)

第 15 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

附則

この約款は、平成25年8月1日より施行する。

一部省略

令和	1年	10月	1日	一部改訂
令和	3年	4月	1日	一部改訂
令和	4年	4月	1日	一部改訂
令和	4年	10月	1日	一部改訂
令和	5年	1月	1日	一部改訂
令和	5年	10月	1日	一部改訂
令和	6年	4月	1日	一部改訂
令和	6年	6月	1日	一部改訂
令和	7年	4月	1日	一部改訂
令和	8年	3月	1日	一部改訂

<別紙1>

老人保健施設第2アールそせいのご案内
(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	老人保健施設第2アールそせい
・開設年月日	平成9年8月1日
・所在地	京都府京都市伏見区下鳥羽上三栖町129番地
・電話番号	075-603-0851
・FAX番号	075-603-0852
・管理者氏名	相川 一郎
・介護保険指定番号	2650980028

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[老人保健施設第2アールそせいの運営方針]

当施設は、3つのR（アール）を施設運営の理念とし、看護・介護、リハビリテーション、栄養科、介護支援専門員、支援相談員が連携し、より質の高いケアを行うことにより、スムーズにご家庭へ復帰できるよう、心身の自立を支援する施設です。

R I C H（リッチ）…………… 豊かでゆとりのあること。
R E C O V E R Y（リカバリー）…… 回復して元気になること。
R E F R E S H（リフレッシュ）…… さわやかな気分になること。

(3) 入所定員等

- ・定員 …… 短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保険施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数です。
- ・療養室 …… 個室（トイレ付）…… 2室、 4人室…… 22室

(4) 施設の職員体制

職種	常勤	非常勤	勤務時間		体制
管理者（医師）	1名		9:00～17:30		
医 師	1名		8:30～12:15		兼務
薬剤師	1名		8:30～16:00		兼務
看護職員	8名	4名	A(早出)	7:30～16:00	A:1名 C:1名 E:5名 (看護1名)、(介護4名)
			B(日勤)	8:30～17:00	
介護職員	27名	2名	C(遅出)	11:00～19:30	
			E(夜勤)	16:30～翌 9:00	
支援相談員	3名		B(日勤)	8:30～17:00	※介護支援専門員と 兼務
			C(遅出)	10:30～19:00	
介護支援専門員	3名		B(日勤)	8:30～17:00	※支援相談員と兼務
			C(遅出)	10:30～19:00	
理学療法士	4名		8:30～17:00		(入所担当時間) 8:30～11:00 14:30～17:00 ※デイ兼務
作業療法士	1名		8:30～17:00		
言語聴覚士	1名		8:30～17:00		
管理栄養士	2名		8:30～17:00		
栄養士	2名		A(早出)	6:30～15:00	
			B(日勤)	8:30～17:00	
調理員	2名	2名	C(遅出)	11:00～19:30	
事務員	3名		B(日勤)	8:30～17:00	
			C(遅出)	10:30～19:00	

※ 職員は老人保健施設の職員と兼務です。

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② リハビリテーション実施計画の立案
- ③ 栄養ケアマネジメントの立案、栄養状態の管理
- ④ 食事、療養食（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時00分～
昼食 12時00分～
夕食 18時00分～
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほかに入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護
- ⑧ リハビリテーション（機能訓練・日常生活訓練・レクリエーション）
- ⑨ 相談支援サービス
- ⑩ その他
* これらのサービスのなかには、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものがございますので、ご相談ください。

3. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は以下のとおりです。
京都市伏見区全域

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の協力医療機関、協力歯科医療機関と連携し、利用者の状態が急変した場合は、速やかに対応いたします。

- ・ 協力医療機関、協力歯科医療機関：

名 称	医療法人社団 蘇生会 蘇生会総合病院
住 所	京都市伏見区下鳥羽広長町101番地
電話番号	075-621-3101

- ・ 他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になった場合や専門的な対応が必要となった場合は、本人もしくは保証人と相談の上、適切な機関を紹介させていただきます。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みは基本にご遠慮いただきます。

- ・ 面会・消灯

面会時間	平 日	9：00～19：00
------	-----	------------

	土・日・祝日	9：00～17：00
--	--------	------------

消灯時間	21：00
------	-------

面会時、1階事務所にて、面会簿への記入をお願いいたします。

※感染防止等により、面会の一時中止又はテレビ電話による面会（予約制）に変更になる場合がございます。

- ・ 設備・備品の利用

車椅子、歩行器、ポータブルトイレ等の利用をご希望の方は、職員へご相談ください。

テレビ …… 各ベッドサイドに設置しております。周囲の方にご迷惑のかからないよう、ご配慮ください。
(イヤホンの使用など)

コインランドリー…… 地下に設置しております。

※テレビ、コインランドリーのご利用には、テレビカードが必要となります。テレビカードの返金、精算は手数料がかかりますので、予めご了承ください。(精算機は1階の風除室にあります)

※電気器具、携帯電話の持込みは事前にご相談ください。器具によってはお断りすることがあります。(電気器具をご使用される場合は別途料金が必要となります。)

電話 …… 1階事務所前に公衆電話を設置しております。

※外部からのお取り次ぎは、「事務所→各ステーション→ご本人」となります。

・飲酒・喫煙

飲酒は、施設で提供する以外は禁止となっております。
全館内及び敷地内禁煙となっております。

・所持品・備品等の持ち込み

持ち物には必ずお名前をご記入ください。持ち物の紛失・破損については、責任を負いかねますので予めご了承ください。
また、食物類の持ち込みについては、栄養面、衛生面での管理が困難と判断した場合にはお断りすることがございますので予めご了承ください。

・金銭・貴重品の管理

原則として、利用者ご本人もしくはご家族でお願いいたします。

・理美容

当施設 1 階の理美容室がご利用いただけます。
※理美容サービスは、別途料金をいただきます。

6. 非常災害対策

- ・防 災 設 備 スプリンクラー、消火器、消火栓、避難用すべり台
- ・火災避難訓練 年 2 回（夜間想定 1 回）
- ・防 災 訓 練 年 1 回

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には要望や苦情、生活支援などに対応する専門の担当者として、支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。また、そのご相談には、速やかに対応いたします。（電話 0 7 5 - 6 0 3 - 0 8 5 1）

そのほか、1 階の自動販売機横に備えつけの「ご意見箱」をご利用ください。
また、下記の機関においても相談窓口が設置されていますのでご利用ください。

伏見区役所保健福祉センター健康長寿推進課介護課介護保険担当	(0 7 5 - 6 1 1 - 2 2 7 9)
伏見深草支所保健福祉センター健康長寿推進課介護保険担当	(0 7 5 - 6 4 2 - 3 6 0 3)
伏見醍醐支所保健福祉センター健康長寿推進課介護保険担当	(0 7 5 - 5 7 1 - 6 4 7 1)
京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	(0 7 5 - 2 1 3 - 5 8 7 1)
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談係	(0 7 5 - 3 5 4 - 9 0 9 0)

8. 禁止事項

- ・ 当施設では多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、火気・ペット・刃物等の持ち込み」は禁止します。
- ・ 携帯電話のご使用は下記の通りです。
201号、301号の個室及び、1階図書コーナーでのご使用は可能です。
それ以外の場所での使用は禁止とさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

9. 第三者評価の実施状況

- ・ 第三者評価認定日：平成28年6月30日
- ・ 評価機関の名称：京都私立病院協会
- ・ 評価結果について：施設内に開示又は京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページより閲覧できます。

<別紙 2>

個人情報の利用目的

(令和6年4月1日現在)

老人保健施設第2アールそせいでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関への請求明細書の提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

【当施設での取り扱いについて】

- ・居室における氏名の掲示を望まれない場合には、お申し出ください。ただし、事故防止、安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいと思われます。
- ・電話あるいは面会者からの部屋番号等の問い合わせへの回答を望まれない場合には、お申し出ください。
- ・当施設が発行する機関紙に氏名、生年月日、および顔写真の掲載を望まれない場合には、お申し出ください。

<別紙3>

短期入所療養介護の場合の利用者負担

(令和7年7月1日現在)

1. 保険給付の自己負担額（1日当たり）<地域加算を含みます>

	多床室			個室		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要支援1	763円	1,524円	2,286円	721円	1,440円	2,161円
要支援2	932円	1,862円	2,794円	873円	1,745円	2,618円
要介護1	1,003円	2,004円	3,007円	916円	1,831円	2,747円
要介護2	1,083円	2,165円	3,248円	994円	1,986円	2,979円
要介護3	1,151円	2,301円	3,452円	1,062円	2,122円	3,183円
要介護4	1,212円	2,422円	3,634円	1,123円	2,245円	3,368円
要介護5	1,274円	2,546円	3,819円	1,183円	2,364円	3,546円

- * 夜勤職員配置加算として、
1日につき1割の方は25円、2割の方は50円、3割の方は75円が加算されます。
- * サービス提供体制強化加算として、1日につき1割の方は23円、2割の方は46円、3割の方は69円が加算されます。
- * 個別リハビリテーションを実施した場合は、1日につき1割の方は251円、2割の方は502円、3割の方は753円が加算されます。
- * 認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に短期入所療養介護を行った場合、入所後7日間に限って、1日につき1割の方は209円、2割の方は418円、3割の方は627円が加算されます。
- * 若年性認知症利用者に対して、短期入所療養介護を行った場合は、1日につき1割の方は126円、2割の方は251円、3割の方は377円が加算されます。
(但し、上記の認知症行動・心理症状緊急対応費を加算している場合は加算致しません。)
- * 要介護4又は5であり、手厚い医療が必要な利用者に対して、医学的管理のもと、必要な処置を行った場合は、重度療養管理加算として、1日につき1割の方は126円、2割の方は251円、3割の方は377円が加算されます。
- * 利用者の状態や家族の事情により居宅サービス計画にないショートステイを緊急に受け入れた場合、7日を限度、または家族等の事由により、やむを得ない事情の場合、14日を限度として1日につき1割の方は94円、2割の方は188円、3割の方は282円が加算されます。
- * 入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合は、片道につき1割の方は193円、2割の方は385円、3割の方は577円が加算されます。
- * 療養食を提供した場合は、1食につき1割の方は9円、2割の方は17円、3割の方は25円が加算されます。
- * 利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行った場合は、緊急時治療管理料として3日を限度として、1日につき1割の方は542円、2割の方は1,083円、3割の方は1,624円が加算されます。
- * 在宅復帰・在宅復帰療養支援機能加算（Ⅰ）として、1割の方は54円、2割の方は107円、3割の方は160円加算されます。
- * 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）として7.5%が保険給付の自己負担額に加算されます。
- * 利用者の安全並びに介護サービスの質の向上の確保及び職員の負担軽減を目的として、見守りセンサー等の取り組みに対して、生産性向上推進体制加算（Ⅱ）として1割の方は11円、2割の方は21円、3割の方は32円が月に1回加算されます。

2. 利用料

①食費＊…………… 朝食 420円・昼食 660円・夕食 570円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

②居住費(療養室の利用費)(1日当たり)＊

・従来型個室…………… 1,668円

・多床室…………… 420円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

＊上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、末尾をご覧ください。

③特別な室料(1日当たり)

・個室…………… 2,750円(内消費税 250円)

個室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

④日用品費(1日当たり)…………… 150円

石鹸、シャンプー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑤教養娯楽費(1日当たり)…………… 150円

クラブやレクリエーション等で使用する用紙類、粘土等の材料やボール等の遊具、DVDソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑥おやつ代(1日当たり)…………… 150円(内消費税11円)

おやつを希望される場合にお支払いいただきます。

⑦行事費…………… その都度実費をいただきます。

小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する行事等の費用で、参加された場合にお支払いいただきます。

⑧私物の洗濯代…………… 実費を業者にお支払いいただきます。

業者に委託しています。利用者と業者との直接契約となります。

⑨理美容代…………… その都度実費をいただきます。

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑩電気代(1日当たり)…………… 55円(内消費税 5円)

電気毛布等をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑪送迎費／片道…………… 500円

基本的には、保険給付の自己負担の範囲となりますが、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する方が送迎を依頼した場合にお支払いいただきます。

⑫その他の費用…………… その都度実費をいただきます。

短期入所療養介護利用料（再掲一覧）

○利用者負担額のご説明（１日あたりお１人様）＜地域加算を含みます＞

		多床室			個 室		
		1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
介護 保 険 一 部 負 担 分	要支援 1	763 円	1,524 円	2,286 円	721 円	1,440 円	2,161 円
	要支援 2	932 円	1,862 円	2,794 円	873 円	1,745 円	2,618 円
	要介護 1	1,003 円	2,004 円	3,007 円	916 円	1,831 円	2,747 円
	要介護 2	1,083 円	2,165 円	3,248 円	944 円	1,986 円	2,979 円
	要介護 3	1,551 円	2,031 円	3,452 円	1,064 円	2,122 円	3,183 円
	要介護 4	1,212 円	2,422 円	3,634 円	1,123 円	2,245 円	3,368 円
	要介護 5	1,274 円	2,546 円	3,819 円	1,183 円	2,364 円	3,546 円
		1 割負担		2 割負担		3 割負担	
	夜勤職員配置加算	25 円		50 円		75 円	
	サービス提供体制強化加算	23 円		46 円		69 円	
	個別リハビリテーション実施加算	251 円		502 円		753 円	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	209 円		418 円		627 円	
	若年性認知症利用者受入加算	126 円		251 円		377 円	
	重度療養管理加算	126 円		251 円		377 円	
	緊急短期入所受入加算	94 円		188 円		282 円	
	療養食加算（1 食につき）	9 円		17 円		25 円	
	送迎加算（片道）	193 円		385 円		577 円	
	緊急時治療管理料	542 円		1,083 円		1,624 円	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	54 円／日		107 円／日		160 円／日	
	栄養マネジメント強化加算	12 円		23 円		35 円	
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11 円／月		21 円／月		32 円／月	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護給付費の 7.5 % 加算					
自己 負 担 分	食 費	1 6 5 0 円		（朝）4 2 0 円（昼）6 6 0 円（夕）5 7 0 円			
	居住費	多床室 4 2 0 円		従来個室 1, 6 6 8 円			
	個室代			2, 7 5 0 円（内消費税 2 5 0 円）			
	日用品費			1 5 0 円			
	教養娯楽費			1 5 0 円			
	おやつ代（ご希望者のみ）			1 5 0 円（内消費税 1 1 円）			
	電気代（電気器具ご使用の方）			5 5 円（内消費税 5 円）			

※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）は加算要件の変更により変動する場合がございます。

※介護報酬の計算方法により、小数点以下を切り捨て又は切り上げをいたします。

よって、上記金額×日数とならない場合がございます。また、特段の事情により、
介護保険一部負担金が上記金額とならない場合がございます。

※日用品費の内訳：シャンプー、リンス、石鹸、おしぼり等

※教養娯楽費の内訳：筆記用具、ゲーム、行事費、コーヒー、その他工作时必要物品等

老人保健施設第 2 アールそせい

「国が定める利用者負担限度額段階（第１～３段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第１～第４段階に分けられ、国が定める第１～第３段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第１～第３段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第４段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第１・第２・第３段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第１・第２・第３段階にある次のような方です。
 - 【利用者負担第１段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第２段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円以下の方
預貯金等が 650 万円（夫婦は 1,650 万円）以下の方
 - 【利用者負担第３段階①】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金（障害年金・遺族年金）収入額の合計が年額 80 万円超 120 万円以下の方
預貯金等が 550 万円（夫婦は 1,550 万円）以下の方
 - 【利用者負担第３段階②】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第１・第２・第３段階①以外の方
預貯金等が 500 万円（夫婦は 1,500 万円）以下の方

負担額一覧表（１日当たりの利用料）

	食 費	利用する療養室のタイプ	
		従来型個室	多床室
利用者負担第１段階	300円	490円	0
利用者負担第２段階	600円		370円
利用者負担第３段階①	1,000円	1,370円	
利用者負担第３段階②	1,300円	1,470円	

【 相談・苦情を処理するための措置の概要 】

<相談・苦情受付窓口>

1. 1階事務所
2. 1階自動販売機横の「ご意見箱」

<相談・苦情受付担当者>

1. 介護支援専門員（ケアマネジャー）
2. 事務員
3. その他職員

<相談・苦情解決責任者>

1. 施設長

<相談・苦情処理手順>

1. 相談・苦情の受け付け
相談・苦情の内容を確認させていただきます（相談・苦情・希望・その他の確認）
2. 相談・苦情解決責任者への報告
3. 相談・苦情解決責任者は相談・苦情の内容により処理方法を決定いたします
①事業所内の関係部署と共に解決
②法人本部または顧問弁護士と共に解決
③関係機関と連携して解決（必要に応じて行政窓口等を紹介いたします）
 - ・市区町村の介護保険窓口
 - ・京都府の介護保険窓口
 - ・国民健康保険団体連合会（国保連）
 - ・介護認定審査請求・他の介護保険サービス事業所
4. 相談・苦情内容を記録します
5. 再発防止に努めます

<相談・苦情対応フロー>

